

呂太后専権考

柴田, 昇
愛知江南短期大学

<https://hdl.handle.net/2324/7357532>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 52, pp.1-32, 2025-03-28. The Association of Oriental History, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

呂太后專權考

柴田 昇

はじめに

漢高祖十二年（前一九五）に漢王朝の創始者・高祖劉邦が崩御、太子劉盈が二代皇帝（恵帝）となった。恵帝は即位して七年、二十三歳で世を去り、太子が皇帝位を継承した（前少帝）が四年で廃位、そのあとは恵帝の子の一人、常山王弘が皇帝位に就いた（少帝弘）。高祖没後は呂太后による專權政治が行われたとされ、恵帝は病弱で政治に関心を持たない傀儡皇帝、前少帝・少帝弘は政治的意志を示すことすらほとんどなかったというのが、この時期についての通説的な漢王朝像だったと言つてよい。

しかし、恵帝在世中における呂太后の政治的権限については疑問も多い。筆者は前稿で、恵帝の即位は功臣・諸侯王たちの強い支持を受けたものだったこと、恵帝即位後の政策方針は高祖期のそれを単純に継承したのではなく、漢政の新たな方向性を示そうとするものだったこと、そして恵帝在位中の呂太后は、有力者の一人ではあったけれども政治的実権を掌握し專權体制を構築していたとは考え難いことを論じた。また、恵帝の崩御が漢の政策方針を大きく転換させた可能性について述べた⁽¹⁾。

本稿は前稿を承けて、恵帝在世中とその崩御後における漢の政策方針の差異について検討すること、初期漢王朝に

よる政治的模索の一面を明らかにしようとするものである。なお本稿では、恵帝在世中を恵帝期、恵帝崩御後の二人の少帝在位期を呂太后期と称し、この二つの時期を恵帝・呂太后期と総称する。

第一章 呂太后專權の評価をめぐって

恵帝・呂太后期の漢については呂太后の暴政もしくは高祖・文帝の狭間の安定期という点が強調されることが多く、薄井俊二による先駆的業績はあるものの⁽²⁾、政治体制や政策の在り方が集中的な検討の対象となることは少なかつた。恵帝・呂太后期が前漢史の中で持つ意味に本格的に注意が向けられるようになったのは二十世紀末以降である。

この時期の政治構造について李開元は、劉邦在世中の漢の宮廷権力機構には固定した型ができていなかったとし、恵帝・呂太后期こそ宮廷権力機構の固定化が始まった時代とする⁽³⁾。郭茵は「劉氏の天下が定着した」時代としてこの時期の画期性を指摘し、呂太后專權の十五年間の安定こそが文帝景帝の安定期、武帝の拡張期を準備したとする⁽⁴⁾。松島隆真は呂太后專權下における地方支配・対諸侯王政策を含めた政治構造の分析を試み、高祖末年における呂氏專權の確立、呂氏政權の張敖政權への依存にも言及している⁽⁵⁾。近年の研究は恵帝・呂太后期についてその前後の時代とは異なつた歴史的特質に注目する新たな段階に入った。

従来のおよむ研究成果に共通するのは、この時期を通じて呂太后專權が前提として論じられていることである。そこではしばしば恵帝の政治的無力・無能と、恵帝・呂太后期の政治的意志決定において呂太后が絶大な役割を果たしたことが議論の前提とされる。また近年の研究では呂太后專權の萌芽がより早い時期に求められることが多い。郭茵は呂太后の権力基盤として漢朝創業の功臣たちとの高祖在世中に遡つた強い信頼関係の構築を指摘し⁽⁶⁾、松島隆真は高祖末期においてすでに呂氏專權は趨勢だったとする⁽⁷⁾。呂太后の権力は高祖在世中には既に高祖にとつても脅威となるような強力なものになっており、劉邦の天下統一を支え続けた呂氏の力と皇帝の母たる太后の地位を基盤として、高祖没

後は皇帝を越える権力者として君臨したとされるのである。

しかし筆者が前稿で論じたように、恵帝の皇帝即位は呂太后の力によるものとは必ずしも考えられず、恵帝在世中の呂太后の政治的権限を専権と評価するのは疑問である。恵帝期における呂太后の政治的権限はかなり限定されており、その専権的国政運営は恵帝没後に始まったと見られる。恵帝期と呂太后期の政策方針にはかなりの差異があることが予想され、薄井俊二が夙に恵帝期と呂太后期の論功行賞・列侯賜与の違いに言及し^⑧、李開元が呂太后の政治への関与の程度について恵帝期と呂太后期の間に差異を見出すように^⑨、恵帝在世中とそれ以後では漢政のあり方に変化があることはすでに部分的には指摘されてきている。しかしそれらの見解は恵帝・呂太后期を通じて呂太后専権という通説の中に回収され、呂太后専権期間中のマイナーチェンジとしてとらえられるにとどまってきたように思われる^⑩。

この時期の歴史的特質を理解するためには、恵帝・呂太后期を通じて呂太后専権という前提そのものを疑うところからスタートする必要があるのではないか。以下本稿では、恵帝期・呂太后期に実施された主要な諸政策を検討し、それによりこの時期に発生した事態の具体像に迫ってみたい。まずは、高祖の崩御に対する周囲の反応について検討することから始めよう。

第二章 恵帝期の諸政策

第一節 高祖崩御後の動向

高祖劉邦の崩御について、『史記』高祖本紀は次のように記す。

四月甲辰、高祖は長樂宮で崩御した。四日間にわたり喪を發さず、呂后と審食其は共謀して「諸將はもともと高祖と同じ編戸の民、いま北面して臣下となっているのは不満に達しない。いま年若い皇帝が立つのであれば、彼らを尽く滅ばさなければ天下は安定しないだろう」と話し合った。ある者がこれを知り、酈商將軍に伝えた。酈商將軍

は審食其のところに outgoing、「高帝の崩御から四日経つのに喪を發せず、諸將誅殺を謀っていると聞く。それが本当なら天下は危うい。陳平・灌嬰は十万を率いて滎陽を守り、樊噲・周勃は二十万を率いて燕・代を平定。それらがもし、高帝崩御に乗じて諸將みな誅されると聞けば、かならず兵を率いて都に向い、関中を攻めるだろう。内では大臣が叛き、外では諸侯が反すれば、漢の滅亡は早いものだ」と述べた。

四月甲辰、高祖崩長樂宮。四日不發喪。呂后與審食其謀曰「諸將與帝為編戶民、今北面為臣、此常快快。今乃事少主、非尽族是、天下不安」。人或聞之、語酈將軍。酈將軍往見審食其、曰「吾聞帝已崩、四日不發喪、欲誅諸將。誠如此、天下危矣。陳平・灌嬰將十萬守滎陽、樊噲・周勃將二十萬定燕・代、此聞帝崩、諸將皆誅、必連兵還鄉以攻関中。大臣内叛、諸侯外反、亡可翹足而待也」。

呂太后とその腹心・審食其は高帝崩御にあたり將軍たちの内心の不滿を推測し、新しい皇帝の治世を安定させるためには彼らを誅殺せねばならないと思い詰めたという。呂太后らの動きを知った酈商は、主要な將軍たちが大軍を率いて関外に駐屯していること、呂太后たちの考える誅殺が実行されるような事態になれば、功臣・將軍たちが手を組んで呂太后らに牙をむくであろうことを忠告する。そしてこの忠告に従い、呂太后らは高帝の喪を發する方向にあつさりと方針転換する。

最晩年の高祖は對黥布戰での負傷もあつて健康を害しており、その治世の終焉に近いことは當時の漢政權中枢においては想定内だった^①。また漢の將軍たちの中に関外で大軍を率いて臨戰態勢にある者がいることも、漢政權中枢にいれば当然把握しているべき現状認識である。呂太后らは、高祖の死という予想された事態を目前にしてパニックに陥り、高祖功臣の誅殺という極端な方向へと舵を切ろうとした。しかし客觀情勢を踏まえた忠告の前に彼女たちの方針はほとんど意味を持たなかった。これらの一連の事態は、呂太后が高祖配下の將軍の多くとの間に強固な信頼關係など築けていなかったことを示唆している。この一件から見出されるのは、周囲に対する不信と警戒心に満ちた呂太后と、それをなだめすかしてスムーズな皇帝交代を実現しようと尽力する功臣たちの姿なのではなからうか。

そして酈商の忠告を聞いた呂太后・審食其が即座に喪を發する方向に方針転換したのは、そもそも彼らの動きが強固な政策方針や明確な情勢認識に基づくものではなかったことを推測させるだろう。呂太后らが高祖崩御時の動きとして選択しようとしていた功臣誅滅策は非現実的かつ感情的な机上の案に過ぎず、その狼狽えぶりを見れば、彼女たちの間では高祖没後に向けた具体的な政策方針などほとんど構築されていなかった可能性が高いと考えられるのである。

高祖の喪が發せられ、高祖十二年五月、太子劉盈が皇帝に即位した。この過程で新帝即位にかかわる何らかの混乱が生じた形跡は見出せない。また惠帝即位直後から実施されてゆく諸政策も、以上の展開を踏まえるならば、呂太后が中心となってその専權下で計画・実行した政策とみるのは難しい。漢二年末に太子となつてから名宰相蕭何のもとで漢本土の行政責任者としてその少年時代を過ごした劉盈には政敵がほとんど見当たらず、諸侯王たちとの関係も良好だった。漢朝創業の功臣たちによる強い支持を受けて二代目の皇帝に即位した彼が、蕭何を始めとする臣下たちとともに高祖没後の政策構想を練り上げていたであろうことは、前稿で既に述べたところである¹²⁾。

次節以下、惠帝期の諸政策について、内政と外交に分けてその実態を検討しよう。

第二節 惠帝期の内政

高祖十二年五月の惠帝即位直後に、民衆を含めた漢の全構成員を対象とする恩惠賜与政策が実施される。官吏に対して、その地位及び在任期間に応じて、爵位もしくは錢が賜与された。一般民衆に対しては、爵一級が賜与された。田租が軽減され十五分の一税となり、刑罰も緩和された。また六百石以上の高級官僚には、一定の条件を満たす者に対する税役負担軽減も実施された¹³⁾。高祖十二年六月には六名の高祖功臣が列侯に封じられており、邊見統が指摘するようにこれも恩惠賜与の一環ととらえられよう¹⁴⁾。惠帝即位時には、漢領域内の全ての人に対して皇帝自らが恩惠授与者として振る舞う意志が示され、そのような政策方針の基調は惠帝期を通じて変わらなかった。

(1) 賜爵と恩惠賜与

惠帝期の恩惠授与方針に関して注目されるのが、即位時の高祖十二年五月・惠帝元年冬十二月・五年九月の三度にわたる広範圍への賜爵、いわゆる民爵賜与である。民爵賜与そのものは始皇帝・高祖の時代にも例があり惠帝期のそれも先例を踏まえたものだが、皇帝の即位にあわせての実施は過去に例がなく、八年間の在位中に三度にわたって実施された点からみても、惠帝期に新たに試みられた政策の代表と考えてよい。それではこの時期に爵位の広範な賜与が惠帝とその周辺にとって政策的課題として重要視されたのはなぜか⁽¹⁵⁾。

これについてヒントとなるのが高祖期との恩惠賜与方法の差異である。高祖期にも既に爵位の賜与が王・皇帝による恩惠授与の手段として活用されたことはあり⁽¹⁶⁾、それが惠帝期の民爵賜与の前提になっていることも確かだろう。しかし賜爵以上に高祖期の主要な恩惠授与手段として頻用されたのは一般民に他する「復」と刑徒に対する「赦」だった。「復」については後述することにし、以下「赦」と「爵」の関係について私見を述べておこう。

赦とは罪人をその地位から解放すること、適用範圍に広狭はあるものの、高祖期にはしばしば赦令が出されたことが確認できる⁽¹⁷⁾。その背景の一つは、高祖期における継続的な戦争の発生である。楚漢戦争終結後も対諸侯王国戦争と北方紛争が毎年のように起こり、漢は継続的に少なからぬ民衆徴発を必要とした。高祖十一年には刑徒を黥布の乱鎮圧のための兵員とするための赦令も発せられている⁽¹⁸⁾。赦は軍事活動に動員可能な人員の補充増加のために有効な手段と考えられることがあった⁽¹⁹⁾。

そしてこれに関連するもう一つの背景は、刑徒を転用した軍団の力量を漢政権の主要メンバーが経験済みだったことだろう。楚漢戦争期、項梁軍を打倒し反秦連合軍の脅威となった章邯軍団は解放された驪山の刑徒からなっていた⁽²⁰⁾。項羽の対秦戦争を先鋒として支え続け漢の諸侯王の一人にまで成り上がった黥布の軍団は、驪山から脱走した元刑徒の集団をその原点としていた⁽²¹⁾。刑徒を兵士に転用することの有効性、そのようにして生み出された軍団の精強さは、この時代の人々が広く実感するところだったのである。

高祖最末期、盧縮の匈奴逃亡によって対諸侯王戦争は終結し、その時期までに匈奴・南越との関係も安定化に成功していた。即位する頃の恵帝の目前には、ようやくある程度継続的な平和状態が実現しつつあった。軍事力の補充はもはや切実な意味を持たなくなってきた。このような状況に、広範な恩恵授与という基本方針が重なった時、あらためて注目されたのが爵位の幅広い授与という方法論だったものと思われる。

恵帝期に確認される赦令は即位前の高祖崩御時を除けば、四年の一例のみである⁽²²⁾。対して爵の活用は進み、恵帝元年十二月には買爵三十級による死罪免除が認められ、六年には売爵も許されている。犯罪者を刑徒身分から解放する、いわばマイナスからゼロへの復帰を主眼とする赦に対し、爵位の賜与によって全男性（あるいは戸主）の社会的身分を上昇させるプラスの恩恵授与者という自己像を、恵帝とその周辺は構想していたのではないか。高祖劉邦を継承しさらにそこから一步進んだ皇帝像を描き出そうとするとき、漢の全男子・戸主に一斉に恩恵を与える方法として民爵賜与が選択されたのである。

（2）民衆負担の軽減

a、賦税・労役負担の軽減

秦末楚漢戦争期の動乱の過程で戸籍から外れた膨大な人口が発生し、統一後の漢は民衆を再編成することに注力せざるを得なかった⁽²³⁾。漢への帰属・協力の姿勢を明らかにした者への恩恵として活用されたのが労役免除を意味する「復」である⁽²⁴⁾。高祖期には、漢二年二月に「蜀漢民」が「復勿租税二歳」とされ「関中卒従軍者」が「復家一歳」とされるのを皮切りに、様々な理由で様々な範囲の人々が「復」された⁽²⁵⁾。

これに対して恵帝期にみえる「復」の事例は少ない⁽²⁶⁾。それに代わって実施されたのが、農民全体にかかわる田租そのものの軽減である。既述の如く恵帝即位時には田租が十五分の一に引き下げられた⁽²⁷⁾。恵帝の負担軽減方針は農民全体に及ぼされたことになる。

負担軽減政策は商人に対しても及んだ。漢初高祖期の商人は衣類車馬が規制され、税負担も重かった²⁸。これに対して恵帝期には「商賈之律」を緩める方針がとられた。ただし市籍をもつ商人やその子孫に対する任官制限はあった²⁹。

恵帝期には長安城建設のための大規模な民衆動員が実行された記録がある。恵帝三年（前一九二）春には長安から六百里内の男女十四万六千人が長安城建設のために三十日間動員され³⁰、五年春正月にも同じく長安六百里以内の男女十四万五千人がやはり三十日間動員されている³¹。これらの労役は、徵發地域・期間が限定されており、三十日間の仕事が終われば解放され帰郷できた。前漢前期においては、秦が短期間で滅亡した原因の一つは苛酷な労役にあったと考えられており³²、それと比較したとき、期間の限られた恵帝期の動員は明らかな負担の軽減と理解されたのだろう。

b、苛法の廃止

恵帝四年三月、恵帝の冠礼が実施され、恵帝期唯一の天下に向けての赦令が発せられる。皇帝の加冠は諸侯王国も含めた天下全体の慶事とされた。そしてこの時、官吏・民衆の活動を妨げる法令の簡略化がおこなわれ挾書律が廃止された³³。書物の所蔵を禁止する挾書律は秦の暴政を代表する法令で、その廃止を宣言することは、恵帝が苛政の対極にある民の負担軽減を施政の基本方針とすることを象徴的に表現するものである。

『漢書』高后紀は、恵帝が三族の罪・妖言令の廃止を進めていたが、恵帝七年八月、その施行が決定する前に崩御したことを伝える³⁴。恵帝は崩御直前まで、秦代以来続く苛酷な法令を廃止し民衆の負担を軽減することに心を砕いていたらしい。民衆負担の軽減はその死の直前まで恵帝の、そして恵帝期漢政権の主要課題の一つであった。

(3) 「孝」の規範化

恵帝四年春正月、民衆の中から「孝弟力田」者を選出して「復」すなわち徭役免除とする政策が実施された³⁵。孝弟・力田が民衆に対する負担軽減・特権付与と結びつけられ、民衆を包含する漢の基本的な価値観を表現する規範として提

示されることになったのである。

このうち最も重要視された概念は、人倫の中核としての孝弟、とりわけ「孝」と思われる。孝は、父母に対する孝養、祖先に対する祭祀、後代に向けた系譜の継承を包含する概念で³⁶⁾、恵帝以降の前漢の皇帝は全て諡号に「孝」を冠した。孝の規範化の萌芽は高祖期に既に見出される。高祖劉邦は、即位間もない高祖六年に父・劉太公に太上皇号を授与し³⁷⁾、高祖十年には太上公廟が、漢都長安だけでなく諸侯王国にも設置されることになった³⁸⁾。太上皇廟の設置・祭祀は異姓諸侯王にも義務付けられているので、これを劉氏の祖先祭祀とのみとらえるのは適切ではない³⁹⁾。しかし同時に高祖十年は漢が劉氏諸侯王による連合政権の構築へと政策方針の舵を切りそれを実行し始めた時期に当たるとも⁴⁰⁾。驚尾祐子が太上公廟設置に同姓諸侯王擁立に向けた劉氏の結集とそのため家族紐帯の利用を⁴¹⁾、松島隆真が太上皇顯彰に劉氏が功績によらずとも諸侯王を輩出し得る一族であることを承認させる意図を見出すように⁴²⁾、太上皇廟には劉氏の継承・拡大という意図が深く刻印されていた。

高祖没後、恵帝即位当初には高廟（高祖廟）が設置された⁴³⁾。高廟は諸侯王国などにも置かれ⁴⁴⁾、これによって太上皇廟は歴史的役割を終え、漢と諸侯王国に共通する尊崇の対象は高祖に移行する。高祖には恵帝初期に渭水北岸に原廟が設けられ、これによる宗廟の拡大は「大孝之本」と考えられ⁴⁵⁾、恵帝五年には沛にも原廟が設置された⁴⁶⁾。

以上みてきたのは政権最上層部を主要な対象とした劉氏の継承・拡大と強く関連する理念的施策であり、恵帝即位当初までの段階では民衆レベルに孝の価値を共有させようとするような方向での政策は未だ実現されていなかった。そのような方向性が、漢という国にとって顕彰されるべき人間像の提示、及びそれへの特権付与という具体的な形をとって示されたのが、恵帝四年の「孝弟力田」者優遇政策なのである。また恵帝六年には一定年齢になっても出嫁しない女性に対する税役負担増が実施される⁴⁷⁾。孝の理念に基づく家系の継続を重視する立場にかかわる政策と考えられよう⁴⁸⁾。

第三節 惠帝期の外交

高祖最末期、盧綰の匈奴逃亡により漢の対諸侯王国戦争は一旦収束した。高祖末期には北方の匈奴や南方の南越との関係も改善に成功しており、惠帝の治世は対外関係という視点からみると相当に安定した状態でスタートしたと考えてよい。

外交という言葉からその対象として通常イメージされるのは匈奴・南越といった国々だが、この時期の漢にとっては諸侯王国も皇帝とは別の王を擁する国として一種の外交の対象となる⁽⁴⁹⁾。本節では漢の外交関係について、天下外部に對してのものだけでなく、共に天下を構成する諸侯王国に対する対外政策も含めて、惠帝期におけるその実態を検討しよう。

(1) 北方匈奴王権

毎年のように辺境での紛争がおきていた高祖期に對して、惠帝期にはそのような記録はみあたらない。惠帝三年春、宗室の女性が公主として匈奴单于に嫁したことが『漢書』惠帝紀に記される⁽⁵⁰⁾。しかしこの記事は『史記』呂太后本紀・匈奴列伝にも、『漢書』匈奴伝にも見えない。

惠帝期の漢―匈奴関係についてよく知られているのは、匈奴单于が呂太后に送ったとされる無礼な書信の一件だろう⁽⁵¹⁾。冒頓单于はやもめ同土仲良くやろうとの趣旨の書簡を呂太后に送り、激怒した呂太后が出兵を主張し群臣もそれに賛同する者が多くいたが、匈奴の軍事力の優越性を踏まえた季布の一喝で呂太后の主張する強硬策は撤回され、和親が継続されたという⁽⁵²⁾。

この書簡によっても漢と匈奴の関係には特に深刻な変化が生じることはなかった。惠帝期の漢―匈奴関係は一貫して平穩だったと考えられる。

(2) 南方諸王権

恵帝三年五月、閩越君揺が東海王に擁立された⁵³。無諸と揺は秦末に越兵を率いて鄱陽令呉芮のもとに集結、対秦戦争で活躍した。楚漢戦争期にも漢に助力して対項羽戦に功績を挙げ、そのため漢高祖は漢五年に無諸を閩越王に立てた。その時点では揺が王に擁立されることはなかったが、この恵帝三年段階で高祖時代の功績を根拠に王位が与えられた。これは、恵帝期における王擁立の唯一の例である。

この時期の東海王擁立はいささか唐突の念が否めない。しかし恵帝期の漢政権が南方に対する恩恵賜与を重視した形跡はある。恵帝期の列侯封建は即位とほぼ同時期の六例を除くと三例しかないが、そのわずかな例のうち二例は天下の南端、すなわち長沙国の関係者に対して行われている⁵⁴。恵帝期の漢は南方との友好関係を特に重視しており、それが長沙国関係者の列侯封建及び東海王の擁立につながったものと考ええる。

恵帝三年七月には閩越・東越よりさらに南の南越王趙佗による称臣・奉貢があった。趙佗は秦滅亡後に自立して南越武王を称し、高祖は十一年（前一九六）に陸賈を派遣し趙佗の南越王位を正式に認めた⁵⁵。『史記』南越列伝、『漢書』西南夷両粵朝鮮伝のいずれにも南越と恵帝期漢王朝の関係に関する記述はなく、この時期の両者間には目立ったトラブルはなかったと判断できるだろう。『漢書』恵帝紀三年七月の称臣奉貢記事は⁵⁶、この時期における両国関係の平穏さを示すものである。恵帝期における南方情勢は漢側の配慮もあって平穏・平和的な関係が維持されていたといつてよい。

(3) 諸侯王国

恵帝即位時には王国の相国が廃止され、漢との格差が制度的に表現された⁵⁷。しかしこれについて諸侯王国側からの反発や何らかの混乱があった形跡はない。恵帝初期には、元年冬、高祖劉邦の寵妃だった戚夫人が呂太后の指示で収監されその息子の趙王劉如意も呂太后により毒殺される事件があり、恵帝二年十月には斉王劉肥が呂太后にやはり毒殺されかかっている。しかしそのいずれにおいても恵帝は呂太后の意に反して諸侯王を援護する側に回った。これらのエピソード

ソードは、恵帝が呂太后の言いなりではなかったことと同時に、恵帝と趙王・斉王の関係が良好だったことも示唆しているだろう⁽⁵⁸⁾。

呂太后の動きは恵帝に一時相当の衝撃を与えたいらしい。呂太后本紀は戚夫人を人薨にした母の行状にショックを受けた恵帝が、政治への関心を失い酒色に走ったと伝える。しかし恵帝がこの一件以後と思われる時期に政治に関与した記事は断片的ながら存在する⁽⁵⁹⁾。恵帝は政治を放棄したわけではなく、漢と諸侯王国の平穏な関係を維持するため、また極端な行動をとりがちな実の母を抑え込みつつ守るため、諸勢力間の調整役を果たしたものと考えたい。恵帝二年初頭の斉王との一件以降、恵帝期を通じて呂太后が諸侯王に攻撃的な姿勢を示すことはなくなり、諸侯王の入朝においても呂太后と諸侯王の間にトラブルはみあたらない⁽⁶⁰⁾。それどころか呂太后は呂氏の女性や宮女たちを諸侯王に降嫁させ、漢・呂氏と諸侯王の間の関係構築に励むようになる⁽⁶¹⁾。

恵帝期を通じて漢と諸侯王国との関係はおおむね平穏に維持され続けたと評価してよい⁽⁶²⁾。恵帝と諸侯王は良好な関係を保ち、諸侯王国との共存関係を維持することは、恵帝の地位を脅かさないという一点のみクリアしてさえいれば、呂太后にとっても特に問題のない漢の基本的な方針たり得たのである。

恵帝在世中には、民爵賜与をはじめとする広範囲への恩恵賜与と、税役減免・苛法廃止などによる民衆の負担軽減が一貫して推進された。また「孝弟力田」が漢による人間評価の理念として明確化された。対外的にも匈奴・南越関係は基本的に平穏な状態が続いた。対諸侯王国関係については呂太后の暴走があり、諸侯王の犠牲も出たが、漢―諸侯王国関係そのものに大きな軋轢が発生した様子は見られない。恵帝期は漢にとって、恩典賜与における民爵の積極的活用や苛法廃止などの民衆負担軽減、孝の規範化といった、それ以前には明確ではなかった政策的方向性を推進し始めた時期と評価できよう。

第三章 呂太后期の諸政策と呂氏王

第一節 恵帝の崩御とその影響

恵帝七年秋八月に恵帝が崩御したとき、呂太后が高祖功臣たちの存在に恐怖し、哭礼を行う際にも不安により涙を流せなかったことを『史記』は伝える。張辟疆の陳平への忠告によって呂産・呂禄を將軍とし呂氏關係者を宮中に入れることが約束され、ようやく呂太后の憂いは解け、素直に息子の死を悲しむことができるようになったという⁶³⁾。

この一連の経緯から推測されるのは、高祖没後と同様に、呂太后と功臣たちの多くの間に強固な信賴關係が構築されていたとは考えにくいこと、また恵帝没後の体制・政權運営について呂太后が十分な見通しを持っていなかったことである。通説のように恵帝がほとんど政權運営に関わることがなく恵帝期から呂太后が政治的實權を全面的に掌握していたとすれば、このような事態は発生し難いだろう。

別稿で述べたように、恵帝在世中の呂太后の動きは恵帝の權威が尊重されているかどうかという一点に強く規定されていた。呂太后が幾度か見せる暴走は、すべて我が子恵帝を思つての行動だったのである。それに対して「慈仁」「寛仁」で知られる恵帝は母・呂太后を慰撫し、功臣たちも恵帝を信賴することで呂太后の行状を容認していたものと考えられる。呂太后にとって恵帝の崩御は、自らの庇護者の喪失でもあった⁶⁴⁾。

しかし功臣たちにとって恵帝崩御の時点での呂太后は排除すべき対象だったわけではない。高祖・恵帝の協力者であり時によっては功臣の相談相手でもあった呂太后は、彼らにとって敵ではなかった。ただしそれは、高祖崩御時に功臣皆殺しを考え恵帝即位後は諸侯王毒殺すら目論む、厄介で扱いの難しい存在でもあった。呂氏による軍事權掌握と宮廷における呂氏の人的比重増加を約束することで呂太后の暴走を防いだ陳平らは、高祖崩御時と同様、混乱・紛争を避け皇帝交代がスムーズに行えるよう力を尽くしたといつてよい。

そして恵帝崩御以降、呂太后の政治的権限は短期間に強化されてゆく。その背景として考えられるのは漢朝廷臣の人材不足である。蕭何・曹参は既にこの世を去り、蕭何の教えを直接受け功臣たちの意見・意志を調整しながら政治的意志決定に取り組んできた恵帝もいなくなった。呂太后の恣意に正面から対決する気骨のあった丞相王陵は、後述の如く呂太后との軋轢で恵帝没後早々に政權中枢から去った。もう一人の丞相陳平は呂太后を抜いかねており、太尉周勃は軍事には長けていても政務には向いていない。漢王朝中枢部に、宰相として政務をこなしながら政局をリードし少帝を輔佐できるような衆目の一致する有力者はもはやいない。

そのような状況の中で呂太后の存在感は相対的に高まり、漢政權中枢部における発言力も強まっていったものと思われる。そしてその結果、漢の政策方針全体が呂太后の関心に引きずられる状況が生まれてくる。

第二節 呂太后期の内政

恵帝崩御時点の呂太后は専権体制を構築できていたわけではなかった。そして明確な国家運営方針を持たないままに最高権力者となった呂太后の関心は、恵帝の方針を引き継いだ最初期以外は民衆に幅広く向けられたものにはならず、その視野は社会の最上層、高位高官レベルに限られる傾向が強かった⁽⁶⁵⁾。民爵賜与を始めとする民衆的恩恵賜与よりも政權内の有力者や有力家系への配慮が目立つようになり、特に列侯封建が急増しその過半が呂氏関係者に対する封侯だった。以下『史記』『漢書』の伝える呂太后期の内政を概観しよう。

(1) 賜爵と恩恵賜与

高后元年（前一八七）二月、戸ごとに一級の民爵賜与が行われた⁽⁶⁶⁾。これは前少帝の即位に対応するもので、恵帝即位時の先例に倣った皇帝即位に伴う民爵賜与が行われたことになる。始皇帝・高祖期の臨時的民爵賜与が、恵帝期に即位時の恩典賜与に転用され、少帝即位時にもそれが踏襲されたのである。しかし呂太后期の民爵賜与はこの一回しか行

われず、前少帝廃位・少帝弘即位の際にも実施されなかった。恵帝期に三度行われた民爵賜与は呂太后期には頻用されなくなり、未だ漢の政策として確固たる位置を占めていなかったようである。

この他に呂太后期に実施された恩典賜与政策としては、臨朝称制時の大赦天下⁽⁶⁷⁾と六年夏の赦天下⁽⁶⁸⁾があり、また八年の呂太后崩御時には、諸侯王への千金の賜与、将相列侯郎吏への秩に応じた黄金の賜与及び天下への大赦がある⁽⁶⁹⁾。

呂太后期に最も盛んにおこなわれた恩典賜与的性格を持つ政策は列侯の封建である。『史記』惠景間侯者年表によれば恵帝期には三件（高祖十二年中のものを合せても九件）にとどまった列侯封建は呂太后期の八年間には三十一件にのぼり、その半数以上が呂氏関係者だった⁽⁷⁰⁾。列侯封建の増加は、背景に漢―諸侯王間の緊張関係と劉氏諸侯王への警戒があったこと⁽⁷¹⁾、呂氏の権力基盤強化のための動きだったことが指摘されている⁽⁷²⁾。一般民衆から政權上層へ、特に呂氏及びその関係者へ、呂太后期の漢による恩典賜与はその比重を変える傾向があった⁽⁷³⁾。

(2) 民衆負担の軽減

高后元年春正月、恵帝の遺志を根拠として呂太后は三族の罪・妖言令の廃止を宣言した。しかしこれらの政策の実効性・実態には疑問があり、族刑は以後も行われ続ける⁽⁷⁴⁾。文帝二年（前一七八）には妖言の罪に関する廃止令がみえ⁽⁷⁵⁾、妖言令廃止もその効果や実態ははっきりしない⁽⁷⁶⁾。恵帝の遺志の実行は掛け声だけだった可能性、呂太后はこれらの法令廃止をさして重視しておらず部分的な廃止にとどめたり後に法令を復活させたりした可能性がある。

恵帝期の田租軽減や商賈之律緩和などは呂太后期に継承されたと思われるが、『史記』『漢書』をみる限り民衆負担の軽減を意図した新たな政策はみあたらず、税役免除関連記事もみえない。為政者の関心の所在に恵帝期と呂太后期とではいささか違いがあるようである⁽⁷⁷⁾。

(3) 「孝」の規範化

恵帝期には「孝弟力田」の徳目を体现する人格を「復」する政策が実施された。呂太后期にはさらに進んで「孝弟力田」者を高位高官に引き上げる政策も実施されるようになった。『漢書』高后紀・高后元年二月条にみえる「初置孝弟力田二千石者一人」がそれである⁽⁷⁹⁾。この記事については解釈が分かれるが、二千石の官として「孝弟力田」一名を置いたとする説に従いたい⁽⁷⁹⁾。「孝弟力田」という人物評価概念は、呂太后期には漢の最高レベルの官位と関連する徳目として強調され、官吏登用制度の中に位置付けられた⁽⁸⁰⁾。

また、前章第二節でふれた家系の継承にかかわる「孝」の規範化に関連するのが、高后二年の列侯位次確定である。高后紀には次のような記事がある。

二年春、詔にいう。「高祖皇帝は天下を正し、功績のある者はみな地を分かち受け列侯となり、万民は大いに安んじ、明德を受けないところはなかった。私が思うに先々まで功名が記されなくては、大義を尊びこれを後世に施すことができない。いま列侯の功績を序列化して朝位を定め、これを高廟に臧し、世々絶えることなく、後継ぎがその功績にもとづく位次を踏襲できるようにしたい。列侯とともに議定しこれを奏上せよ」。丞相臣平が言った。「謹んで絳侯臣勃・曲周侯臣商・潁陰侯臣嬰・安国侯臣陵らで話し合い、列侯は幸いに餐錢・奉邑を賜り、陛下の恩恵を受け、功績にもとづく位次によって朝位を定めました。これを高廟に臧せられるようお願い申し上げます」。裁可された。

二年春、詔曰、高皇帝匡飭天下、諸有功者皆受分地為列侯、万民大安、莫不受休徳。朕思念至於久遠而功名不著、亡以尊大誼、施後世。今欲差次列侯功以定朝位、臧于高廟、世世勿絶、嗣子各襲其功位。其与列侯議定奏之。丞相臣平言、謹与絳侯臣勃・曲周侯臣商・潁陰侯臣嬰・安国侯臣陵等議、列侯幸得賜餐錢奉邑、陛下加恵、以功次定朝位、臣請臧高廟。奏可。

これにより確認された朝位を高廟に保存し、各家系の功績を子孫に代々絶やすことなく伝えることが決定された。高

祖在世中に序列化の開始された列侯位次が、この時点で全面的に整理され、功臣の序列と高位者家系の永続的継承が宣言されることになった⁸¹⁾。列侯の功績が一族として代々継承し続けるべきものとして漢政権によりオーソライズされたのである。

呂太后による政權掌握後に実施された政策は、恩典賜与や民衆負担の軽減に関しては恵帝期に比べてその政策的比重が減少したと言わざるを得ない。それに対して呂太后の関心が集中したのは、本稿でいう「孝」の規範化に関連する問題、すなわち孝弟力田者の二千石登用と列侯位次による有力家系の確定だった。特に高后元年・二年、恵帝崩御時まで必ずしも政策立案の主導権を握っていたわけではない呂太后が実權掌握後の短い期間に最優先課題として取り組んだのは、特定の徳目を体现する人物の高官登用及び高位者家系の序列確定と永続的継承の問題だったのである。高位高官と有力家系への関心の集中は呂太后期を通じて漢の政策の特徴となり、その一端は封侯の増加にあらわれている。そしてこのような呂太后期漢政権の関心の偏りは、諸侯王の擁立においてより顕著に見出すことができる。

第三節 呂太后期の外交

呂太后期には匈奴・南越との間に積極的な和親政策が取られた形跡がない。呂太后称制後の漢が強い関心を示し続けるのは、諸侯王国だった。ほとんどが劉氏で構成されていた諸侯王に、劉氏以外の異姓王が新たに加えられてゆくのである。

(1) 北方匈奴王権

呂太后期の対匈奴関係はほとんどわからない。少なくとも呂太后期前半については『史記』匈奴列伝・『漢書』匈奴伝にも本紀・帝紀にもこの時期に関する記事はなく、恵帝末期の和親以来、両国間に特段の大事件はなかったようである。呂太后期後半になると、『漢書』高后紀六年条に「匈奴攻狄道、攻阿陽」との記事がみえる⁸²⁾。呂太后期後半には恵

帝期には全く見られなかった匈奴の侵入が発生していたことになり、対匈奴関係の悪化が推測されるが、詳細は不明。

(2) 南方諸王権

呂太后期後半には南方王権との対立も見られるようになる。呂太后期に入っても長沙国関係者への封侯事例は見出されるが⁽⁸³⁾、南越国との関係は悪化する。恵帝期には称臣奉貢してきた南越王趙佗は、高后五年春には「南武帝」を称するようになったという⁽⁸⁴⁾。

高后七年には南越国軍による長沙国侵攻事件が起こる。呂太后は所管の官吏からの要望に応じ、南越の関市における鉄器交易を禁止した。それに対して長沙王の関与を疑った南越武帝趙佗は境を接する長沙国の辺境都市を攻略した。漢は隆慮侯周竈^{りんりょしやうそう}を將軍とする南越討伐軍を派遣したが、慣れない気候と疫病の流行で成果を挙げることができず、高後の崩御により漢軍が撤退すると、趙佗は閩越などを傘下に収め南方に一大勢力圏を築いた⁽⁸⁵⁾。

鉄器禁輸措置からは、この時期の漢が南越圧迫に方針転換していることが推測される。しかし漢は南越の軍事行動を制圧できず、呂太后末期には南越は実質的に漢の影響下から自立し、趙佗は漢と同等の南越武帝として振る舞うことになった。呂太后期の漢は南方における国際秩序の構築に明らかに失敗していた。

(3) 諸侯王国

呂太后期の漢は諸侯王擁立に注力した。その背景にあるのは、呂氏の諸侯王就位を熱望する呂太后の意向である。

恵帝没後、高后元年になって早々に呂太后は功臣たちに呂氏王擁立について相談したという。このとき王陵は明確に反対の意を示し、それに対して陳平・周勃は呂氏王擁立を容認する発言をした。陳平・周勃の意見に満足した呂太后が退席した後、王陵は陳平らを「劉氏でなくて王となる者があれば天下はこぞってこれを討て」という高祖の約を根拠として責めた。しかし陳平・周勃は、自らのやり方こそ劉氏のためになるものと主張し、王陵もそれに反論しなかった⁽⁸⁶⁾。

この問答のあと王陵は丞相位を免じられ太子の太傅となったが、病を理由に職を辞し、以後公職には就いていない⁽⁸⁷⁾。そして陳平・周勃がそうだったように、高祖の約の存在にもかかわらず呂氏王の擁立に反対の姿勢を示す大臣は漢廷中には存在しなかった⁽⁸⁸⁾。

高后元年、呂台の父が悼武王と追尊され⁽⁸⁹⁾、元年中には呂太後の要請により呂太後の孫にあたる恵帝の子たちが王位・列侯位に就き、さらに大臣の要請という形をとって酈侯呂台が呂王に擁立された⁽⁹⁰⁾。これが呂氏王擁立の初例である。呂太后は呂氏王の誕生にいったんは満足したようで、呂台以外の呂氏を諸侯王に擁立しようとする動きは以後しばらく見られない。呂台は翌二年十一月に没するが、太子呂嘉が王位を継ぐ⁽⁹¹⁾。

高后四年、前少帝の廃位と連動して、恵帝の子の常山王劉義が劉弘と名を改めて皇帝となり、常山王位には同じく恵帝の子の軹侯劉朝が就いた。高后六年十一月、呂王呂嘉は素行不良のため廃位される。しかしそのあとは呂台の弟・呂産が王位を継ぎ、呂氏諸侯王の系譜は継承された⁽⁹²⁾。

呂氏王擁立の動きが再び活発化するのには高后七年頃からである。正月に趙王劉友（高祖の子）が死亡し、呂太后はその葬儀を庶民の礼で行った。劉友が正妻たる呂氏の女性に愛情を注がず他に愛妃を持っていることを知り激怒した呂太后は、趙王劉友を幽閉し死に追い込んだというのである⁽⁹³⁾。このような呂太后の動きは、恵帝即位後まもなくの趙王劉如意・齊王劉肥に対するそれを想起させる。異なるのは、劉如意・劉肥に対する攻撃が恵帝の地位と權威を守るためだったのに対して⁽⁹⁴⁾、趙王劉友への攻撃が呂氏を蔑ろにしたことを理由とするものだったことだろう。

劉友のあとには梁王劉恢（高祖の子）が異動して趙王となり、呂王呂産が高后七年二月に梁王に徙されると、そのあとに平昌侯劉太（恵帝の子）が入った。このとき梁国は呂国に、呂国は済川国に国名を改めたため、呂産は引き続き呂王位にあり、劉太は済川王となったことになる⁽⁹⁵⁾。七年春には齊の一部を分割し妹・呂嬃の娘の夫・営陵侯劉澤を琅邪王とした⁽⁹⁶⁾。六・七年中には魯元公主の子にあたる張偃も魯王に擁立されている⁽⁹⁷⁾。治世末期の呂太后はかなり強引に呂氏関連勢力の王位獲得を進めるようになった。

また趙王となった劉恢はやはり后としていた呂産の娘を愛さず、別に愛妃を持っていた。呂産の娘は愛妃を毒殺し、世をはかなんだ趙王劉恢は高后七年六月、自殺した。呂太后は一夫人のために宗廟を放棄したとして趙王の後継を廃したという⁹⁸。趙王の後任を打診された高祖の子・代王劉恒はこれを固辞、呂産や丞相陳平らの強い要望という形をとり、武信侯呂祿が秋に趙王位に就いた⁹⁹。また高后七年九月、燕王劉建（高祖の子）が死亡すると呂太后は後継ぎの子を毒殺、燕王家を廃して一族の東平侯呂通を燕王に擁立した¹⁰⁰。

高后七年頃以降の呂太后は、呂氏女性を蔑ろにした劉氏諸侯王に対する攻撃、諸侯王太子の謀殺といった、短期間での呂氏の勢力拡大にその力を費やしている。いささか強引にもみえる呂氏への地位と権限の付与は、高祖・惠帝崩御時にもみられた呂太后の不安感の強さが自身の生い先の短さを自覚したとき改めて噴出したものだろう。呂太后期最末期には呂王・趙王・燕王の三人の呂氏諸侯王と淮陽王劉武・常山王劉朝・濟川王劉太という惠帝系諸侯王があり、呂太后の孫にあたる魯王張偃、呂嬃の娘を后とする琅邪王劉澤もいた。漢を含めた天下の過半は呂氏及び呂氏と関係の深い王たちの支配する国々となった。そして劉友・劉恢・劉建の処遇に見えるように、治世末期の呂太后は劉氏よりも呂氏の優先度を明らかに高めている¹⁰¹。

それでは呂氏の王位獲得・勢力拡大は呂太后にとってどのような動機で行われ正当化されていたのだろうか。筆者はその動機を呂太后の「孝」に見たい。

惠帝期に人物評価概念として提示された「孝弟力田」は呂太后初期には高官登用に関わる基準の一つとされ、また列侯位次確定により有力家系の顕彰と継続が価値づけられた。高位の獲得と高位者家系の継続に強く傾斜していた呂太后の関心が呂氏一族に向けられたとき、父家への貢献としての「孝」という徳目がそれを正当化する機能を果たしたのではない。前漢期の女性にとって父家との関係は出嫁後においても必ずしも完全に切斷されないもので、父家への献身はそれ自体否定し難い倫理的行動だった¹⁰²。呂太后による呂氏諸侯王擁立は、惠帝・呂太后期の漢において規範化され始めた、家系の栄達・継承への貢献を正しい行いとする普遍的徳目たる「孝」によって正当化されていたものと考えら

れる。

惠帝没後、政權の中心が不明確となった状況の中で政權運営の中樞を担うことになった呂太后は、孝弟力田の高位高官化と列侯位次の確定による高位者家系の継続を優先的課題として推進し、それと並行して呂氏及び呂氏関係者の諸侯王位・列侯位獲得を進めた。呂太后の政治的関心は、社会最上層の地位の問題に集中する傾向があり、その中でも呂氏の地位上昇が最も重要な課題とされた。惠帝期に社会全体を包含する価値規範として設定された「孝」は、呂太后にとっては自らの一族、すなわち呂氏への貢献を主題として解釈し直され、漢政權全体の政策方針をそのような方向に傾けていったのである。

おわりに

惠帝期の漢は自領域内への広範な恩惠賜与と民衆負担軽減を基本方針とした。皇帝の恩恵を支配域全体に一斉に与える手段として民爵賜与が活用され、租税・労役負担の減免や秦代以来の苛法の廃止も進められた。また王朝が推奨する人間像として「孝弟力田」が褒賞とともに明示された。この時期は外交関係においても和親方針が継続され、匈奴等との間に紛争は起きなかった。諸侯王国との間には惠帝即位当初に呂太后の暴走によるいくつかのトラブルがあったが、大きな抗争に発展することはなく、総じて平穏な関係を維持することができていた。

これに対して呂太后期の漢では、惠帝期に比べて広範な恩惠賜与・民衆負担軽減の政策的比重は低下した。呂太后期の政策の中で最も顕著なのは国家上層における「孝」の規範化に関わる諸政策で、「孝弟力田」者の高位への推挙が制度化され、列侯位次の確定と高位者家系の永続的継承という王朝の方針が確認された。外交関係においては南北の匈奴・南越との関係が悪化し、呂太后期末には南越への圧迫方針をとった結果、戦争状態に突入した。またこの時期に特徴的

なのは、恵帝期に比べてかなり多くの王の擁立・列侯封建が行われたこと、特に呂氏及びその関係者の諸侯王就位・封侯が呂太后期を通して断続的に行われたことである。呂太后期の漢においては呂氏の政治的地位上昇は極めて優先性の強い課題とされ、呂太后期末期には呂氏諸侯王を擁する三つの国が生み出されていた。恵帝・呂太后期を通じて規範化された「孝」は、呂太后によって呂氏への孝の実践として実現されることになった。

以上、恵帝期と呂太后期では政策の方向性にかんがりの差があり、恵帝の崩御をきっかけに漢の政策方針は大きく変わったと考えるのが妥当である。呂太后は高祖末期以来一貫して漢政権内の有力者の一人ではあったが、高祖期・恵帝期における呂太后の権力化は過大評価できず、それが専権と称し得る実態を備えるには恵帝の崩御を待たねばならない。

本稿で検討し得たのは政策方針から見た恵帝・呂太后期の一面に過ぎない。前漢時代史における呂太后専権の意義、呂太后没後の漢政権の性格と呂氏滅亡への道筋、呂氏の乱の歴史の意味など、残された課題は多いが、これらについては別稿に委ねたい⁽¹⁰⁾。

註

- (1) 柴田昇「前漢孝恵帝考」(『海南史学』六二、二〇二四)。
- (2) 薄井俊二「恵帝の即位——漢初政治における外威の役割り——」(その一)、『埼玉大学紀要 教育学部(人文・社会科学Ⅰ)』四一、一九九二、「恵帝の即位——漢初政治における外威の役割り——」(その二)、『埼玉大学紀要 教育学部(人文・社会科学Ⅰ)』四二、一九九二。
- (3) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』(汲古書院、二〇〇〇) 二二九頁。
- (4) 郭函『呂太后期の権力構造』(九州大学出版会、二〇一二) 四頁。
- (5) 松島隆真「呂氏専権の実像」(『漢帝国の成立』第四章、京都大学学術出版会、二〇一八)。

- (6) 郭茵『呂太后期の權力構造』二九～三四頁。
- (7) 松島隆真『漢帝国の成立』二四二頁。
- (8) 薄井俊二「恵帝の即位——漢初政治における外戚の役割り——」(その二)二〇～二二頁。
- (9) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集團』第六章、二二五～二二九頁。
- (10) 安作璋『論呂后』(『学史集』中華書局、二〇〇一、一九六二初出)は高祖没後十五年間の政局・政策を網羅的に検討するが、この時期を通じた呂太后専權の繼續を前提としており、恵帝期と呂太后期の間に差異を見出す視点はほとんどない。また呂氏政權の動き・目的に言及する古典的研究として傅樂成『西漢的幾個政治集團』(『漢唐史論集』聯經出版圖書公司、一九七七、一九五二初出)があるが、同じく高祖没後を一貫して呂太后専權期ととらえている。
- (11) 高祖擊布時、為流矢所中、行道病。病甚、呂后迎良医。医入見、高祖問医。医曰「病可治」。於是高祖嫚罵之曰「吾以布衣提三尺劍取天下、此非天命乎。命乃在天、雖扁鵲何益」。遂不使治病、賜金五十斤罷之。(『史記』高祖本紀)
- (12) 柴田昇「前漢孝恵帝考」六、一二頁。
- (13) 賜民爵一級。中郎・郎中滿六歲爵三級、四歲二級。外郎滿六歲二級。中郎不滿一歲一級。外郎不滿二歲賜錢萬。宦官尚食比郎中。謁者・執楯・執戟・武士・驍比外郎。太子御・驂乘賜爵五大夫、舍人滿五歲二級。賜給喪事者、二千石錢二萬、六百石以上萬、五百石・二百石以下至佐史五千。視作斥上者、將軍四十金、二千石二十金、六百石以上六金、五百石以下至佐史二金。減田租、復十五稅一。爵五大夫・吏六百石以上及宦皇帝而知名者有罪當盜械者、皆頌繫。上造以上及内外公孫耳孫有罪當刑及當為城旦舂者、皆耐為鬼薪白粲。民年七十以上若不滿十歲有罪當刑者、皆完之。(『漢書』恵帝紀)
- (14) 邊見統は恵帝即位直後の諸政策について「官吏や民に広く恩恵を与えて恵帝の徳を示し、支持の獲得を図った」ものとし、同時期の列侯封建について「恵帝が高祖期の功績を重視し、高祖功臣を尊重していることを示し、それによって彼らの支持を獲得することが目的」とする(「恵帝期・高后期の列侯封建」『前漢時代における高祖系列侯』第二章、汲古書院、二〇二二、八四～八五頁)。
- (15) なお恵帝期の民爵賜与の対象は天下全体と理解されることが多いが、最初期の漢の皇帝は「天下を分割支配する王集團の代表者」(柴田昇「最初期漢王朝の一性格」『愛知江南短期大学紀要』四六、二〇一七、一九頁)に過ぎず、漢初の天下には漢と複数の諸侯王

国が並存しており、天下に対してのものであることが明記されない恵帝期の三度の民爵賜与は対象を漢支配領域内に限る可能性がある。松島隆真は「前漢前期において皇帝が天下に爵を頒布したと確言できるのは、孝文元（前一七九）年の立太子時点のみ」（『漢帝国の成立』二〇〇頁）とする。

(16) 『漢書』高帝紀にみえる漢の全男子を対象とする高祖期の民爵賜与は漢二年二月の一例のみである。この他に漢十二年、燕王盧綰討伐時に漢に帰順する者に賜爵した例がある。

(17) 漢高祖期には前後の時期に比べて赦令が頻繁に発されていたことは、宮宅潔「恩赦と労役刑——特に「復作」について——」（『中国古代刑制史の研究』第四章、京都大学学術出版会、二〇一〇）一九二—一九三頁。

(18) （漢十一年）秋七月、淮南王黥布反。……上赦天下死罪以下、皆令徙軍、徵諸侯兵、上自將以擊布。（『漢書』高帝紀下）

(19) 宮宅潔は恩赦が王朝にとって必要とされる用途への労働力の積極的な活用を企図しておこなわれる場合があることを指摘する（『中国古代刑制史の研究』二二一—二二二頁）。

(20) 二年冬、陳涉所遣周章等將西至戲、兵數十萬。二世大驚、與群臣謀曰「柰何」。少府章邯曰「盜已至、衆彊、今發近県不及矣。酈山徒多、請赦之、授兵以擊之」。二世乃大赦天下、使章邯將、擊破周章軍而走、遂殺章曹陽。……殺陳勝城父、破項梁定陶、滅魏咎臨濟。（『史記』秦始皇本紀）

(21) 黥布者、六人也、姓英氏。……及壯、坐法黥。……布已論輸麗山、麗山之徒數十萬人、布皆與其徒長豪桀交通、乃率其曹偶、亡之江中為群盜。陳勝之起也、布乃見番君、與其衆叛秦、聚兵數千人。（『史記』黥布列伝）

(22) 四年……三月甲子、皇帝冠、赦天下。（『漢書』惠帝紀）

四（年）三月甲子、赦、無所復作。（『史記』漢興以來將相名臣年表）

(23) 漢初における流民の多さと戸口調査の機能不全については、鈴木直美「漢初における戸口調査と奴隸」（『中国古代家族史研究』第二章、刀水書房、二〇一二）。

(24) 山田勝芳は前漢前半期の「復」が主に徭役免除の意味で使用されたことを指摘する（『秦漢代の復除——秦漢財政収入の研究』第七章、汲古書院、一九九三）。

- (25) 「復」については山田勝芳「秦漢代の復除」、重近啓樹「漢代の復除」(『秦漢税役体系の研究』第七章、汲古書院、一九九九)。
- (26) 『漢書』惠帝紀にみえる「復」は四年春正月の一例のみである。
- (27) 漢初の田租については、山田勝芳「田租・芻粟税」(『秦漢財政収入の研究』第二章)。
- (28) 漢初の商人抑圧は秦代の重農抑商政策の延長線上にあるものと考えられることが多かったが、近年の出土資料研究の成果は漢代に入って商人抑圧が強化されたことを示唆している。宗周太郎は、漢初の商業管理制度が動乱期における過渡的性の強いものだった可能性を指摘する(『戦国秦漢期の商取引管理——券と質を中心に——』『日本秦漢史研究』二四、二〇二三、一二三頁)。
- (29) 天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重租税以困辱之。孝惠・高后時、為天下初定、復弛商賈之律、然市井之子孫亦不得仕宦為吏。(『史記』平準書)
- (30) 三年春、發長安六百里内男女十四万六千人城長安、三十日罷。(『漢書』惠帝紀)
- (31) 五年……春正月、復發長安六百里内男女十四万五千人城長安、三十日罷。(『漢書』惠帝紀)
- (32) 例えば『史記』李斯列伝は陳勝呉広の乱直前の状況を「法令誅罰日益刻深、群臣人人自危、欲畔者衆。又作阿房之宮、治直・馳道、賦斂愈重、戍徭無已」と表現する。漢人の秦王朝觀については、鶴間和幸「漢代における秦王朝史觀の変遷(一)(二)」(『秦帝國の形成と地域』第二編第一章・第二章、汲古書院、二〇一三)。
- (33) 四年……三月甲子、皇帝冠、赦天下。省法令妨吏民者、除挾書律。(『漢書』惠帝紀)
- (34) 元年春正月、詔曰、「前日孝惠皇帝言欲除三族臯、妖言令、議未決而崩、今除之」。(『漢書』高后紀)
- (35) 四年……春正月、孝民孝弟力田者復其身。(『漢書』惠帝紀)
- (36) 「孝」については、加地伸行「孝研究 加地伸行著作集Ⅲ」(研文出版、二〇一〇)第五部第四章。
- (37) 六年……夏五月丙午、詔曰「人之至親、莫親於父子、故父有天下伝歸於子、子有天下尊歸於父、此人道之極也。前日天下大乱、兵革並起、万民苦殃、朕親被堅執銳、自帥士卒、犯危難、平暴乱、立諸侯、偃兵息民、天下大安、此皆太公之教訓也。諸王・通侯・將軍・群卿・大夫已尊朕為皇帝、而太公未有号。今上尊太公曰太上皇」。(『漢書』高帝紀下)
- (38) 十年……八月、令諸侯王皆立太上皇廟于国都。(『漢書』高帝紀下)

- (39) 佐藤直人「前漢郡國廟小考」(『地域と人間からみた古代中国——江村治樹教授退職記念中国史論集——』名古屋中国古代史研究会、二〇二二) 二八～二九頁。
- (40) 柴田昇「漢初高祖期の対王国政策」(『名古屋大学東洋史研究報告』四二、二〇一八) 一二～一四頁。
- (41) 鷺尾祐子「前漢祖宗廟制度の研究」(『立命館文学』五七七、二〇〇二) 一二〇頁。
- (42) 松島隆真「前漢郡國廟の設置とその意義」(『古代文化』六九・Ⅱ、二〇一七) 二八頁。
- (43) 上尊号為高皇帝。太子襲号為皇帝、孝惠帝也。令郡國諸侯各立高祖廟、以歲時祠。(『史記』高祖本紀)
- (44) (高祖) 十二年……令郡諸侯王立高廟。(『漢書』惠帝紀)
- (45) このとき諸侯王国だけでなく郡・列侯国にも高廟は設置されたらしい。阿部幸信は「武帝期の中頃までの「郡国」が「郡十列侯国」すなわち漢の国内を指す表現であること」を指摘する(『漢初の天下秩序に関する一考察』『漢代の天下秩序と国家構造』第二章、研文出版、二〇二二、六八頁)。
- (46) 孝惠帝為東朝長樂宮、及間往、數蹕煩人、乃作複道、方築武庫南。叔孫生奏事、因請問曰「陛下何自築複道高寢、衣冠月出游高廟。高廟、漢太祖、秦何令後世子孫乘宗廟道上行哉」。孝惠帝大懼、曰「急壞之」。叔孫生曰「人主無過舉。今已作、百姓皆知之、今壞此、則示有過舉。願陛下為原廟渭北、衣冠月出游之、益廣多宗廟、大孝之本也」。上迺詔有司立原廟。原廟起、以複道故。(『史記』劉敬叔孫通列伝)
- (47) 及惠帝五年、思高祖之悲樂沛、以沛宮為高祖原廟。(『史記』高祖本紀)
- (48) 六年……女子年十五以上至三十不嫁、五算。(『漢書』惠帝紀)
- (49) 出産による労役免除の事例は高祖期にあり(七年……春……民産子、復勿事二歳。『漢書』高帝紀下)、二年律令には五人以上の子を産んだ夫婦の父親に対する優遇規定が見える(「民産子五人以上、男傳、女十二歳、以父為免□者。其父大夫也、以為免老。」「二年律令」傳律・三五八)。女性にとつての規範的行為たる出嫁・出産は、家全体の負担に関係するものと位置づけられていた。
- (50) 阿部幸信は「高祖とその功臣たちが築き上げた「天下を共有する体制」が及ぶ範囲は、とりもなおさず「天下」である。……漢王国の外延には、それぞれ自立した秩序をもつ「諸侯」すなわち諸侯王の領域が展開しており、これらは「郡国」中国」とともに「天

「下」を構成するが、漢は「郡国」「中国」までを「国内」として諸制度を整えており、「諸侯」はあくまでも「外国」として扱われる」とする（『漢代の天下秩序と国家構造』八四～八五頁）。

(50) 三年春……以宗室女為公主、嫁匈奴单于。（『漢書』惠帝紀）

(51) 佐々木満実はこれを惠帝六年のこととする（『漢代和蕃公主考——「和親」との關係を中心に——』『お茶の水史学』五四、二〇一—、一〇五頁）。

(52) 柴田昇「前漢孝惠帝考」一四～一五頁。

(53) 三年……夏五月、立閼越君摇為東海王。（『漢書』惠帝紀）

(54) 『史記』惠景間侯者年表に記録される三名の惠帝期列侯のうち、便侯呉浅（惠帝元年九月「長沙王子」・軼侯利倉（惠帝二年四月「長沙相」）の封建について邊見統は、惠帝元年に呉臣死去にとまなう長沙王呉氏の代替わりに際してこの二名を相次いで封建することと長沙国との關係維持を図ったものとする（『前漢時代における高祖系列侯』八八頁）。

(55) 十一年……五月、詔曰「粵人之俗、好相攻擊、前時秦徙中畠之民南方三郡、使與百粵雜處。会天下誅秦、南海尉它居南方長治之、甚有文理、中畠人以故不耗言、粵人相攻擊之俗益止、俱賴其力。今立它為南粵王」。使陸賈即授璽綬。它稽首称臣。（『漢書』高帝紀下）

(56) 三年……秋七月……南越王趙佗称臣奉貢。（『漢書』惠帝紀）

(57) 鎌田重雄はこの時の措置を「王国の官制を中央官制より一段低くするため」とする（『秦漢政治制度の研究』日本學術振興会、一九六二、一八三頁）。

(58) 柴田昇「前漢孝惠帝考」第三章第二節。

(59) 人簋一件は惠帝元年中の出来事、呂太后と齊王の間でトラブルが起きたのは惠帝二年になったばかりの十月（『史記』呂太后本紀）で、惠帝と病床の蕭何との対話（『史記』蕭相国世家）、曹參が惠帝に政治方針を語ったエピソード（『史記』曹相国世家）はいずれも惠帝二年以降のことと思われる。

(60) 漢初の諸侯王入朝については、杉村伸二「漢初の郡国廟と入朝制度について——漢初郡国制と血縁的紐帶——」（『九州大学東洋史論集』三七、二〇〇九）。

- (61) 柴田昇「前漢孝惠帝考」一四〇—一五頁。
- (62) もちろん漢との関係は王国ごとに異なる。これに関連する近年の研究として大櫛敦弘「燕・斉・荊は地遠し——秦漢統一国家と東方地域——」〔秦漢統一国家体制の研究〕第二部第二章、汲古書院、二〇二五。
- (63) 七年秋八月戊寅、孝惠帝崩。發喪、太后哭、泣不下。留侯子張辟疆為侍中、年十五、謂丞相曰「太后独有孝惠、今崩、哭不悲、君知其解乎」。丞相曰「何解」。辟疆曰「帝母壯子、太后畏君等。君今請拜呂台・呂産・呂禄為將、將兵居南北軍、及諸呂皆入宮、居中用事、如此則太后心安、君等幸得脫禍矣」。丞相遇如辟疆計。太后説、其哭適哀。呂氏權由此起。遇大赦天下。〔史記〕呂太后本紀。
- (64) 柴田昇「前漢孝惠帝考」第三章第二節・第四節。
- (65) 呂太后的政治的関心が高祖在世中から一貫して、誰をどのような位置に配属するか、誰を肅正する必要があるかといった一種の人事問題に集中する傾向が強かったことは、別稿で指摘した。柴田昇「前漢孝惠帝考」六〇八・一四・一八頁。
- (66) 元年春……二月、賜民爵、戸一級。〔漢書〕高后紀)
- (67) 惠帝崩、太子立為皇帝、年幼、太后臨朝稱制、大赦天下。〔漢書〕高后紀)
- (68) 六年……夏四月、赦天下。〔漢書〕高后紀)
- (69) 遺詔賜諸侯王各千金、將相列侯郎吏皆以秩賜金。大赦天下。〔史記〕呂太后本紀)
- (70) 〔史記〕惠景間侯者年表によれば呂氏一族のうち高后期に列侯位を得た人物は、呂平・呂産・呂種・呂勝・呂它・呂更始・呂忿・呂通・呂栄・呂莊の十名に上る。この他に劉義・劉朝・劉武・劉太は惠帝の子である。張修・張受は張敖の前姫の子で魯王張偃の助けとして封侯されたという。また張買・馮無挾は呂氏に極めて近い人物で、呂氏の乱の際に誅殺されている。
- (71) 山元貴尚は呂太后期に封建された列侯が劉氏諸侯王への監視、連携の寸断、反抗時の防御を担っていたことを指摘する（〔呂氏専權における領域統治——張家山漢簡「二年律令」をてがかりとして——」、東洋文庫中国古代地域史研究編『張家山漢簡「二年律令」の研究』東洋文庫、二〇一四、四九二頁）。
- (72) 邊見統は呂氏集團の權力基盤強化のために列侯封建が用いられたこと、高后元年・二年には封建にあたり高祖功臣・諸侯王の懷柔を目的とした諸政策が行われたが、高后四年以降はそのような配慮が減少することを指摘する（『前漢時代における高祖系列侯』第

二章)。

- (73) 『史記』酷吏列伝は呂太后期の封侯を宗室功臣への圧迫と結びつけて理解する(「高后時、酷吏独有封侯、刻鵠宗室、侵辱功臣。呂氏已敗、遂夷封侯之家」)。

- (74) 宮宅澤は高后二年の法令とされる『二年律令』に三族刑に関する規定がみられることを指摘する。また高后元年の夷三族刑廃止について、制度の一部分が廃止されたもしくは実際には改制がおこなわれなかったという、二つの可能性があることを指摘する(「勞役刑体系の構造と変遷」『中国古代刑制史の研究』第三章、一四四―一四五頁)。

- (75) 二年……五月、詔曰「……今法有誹謗詬訾之罪……其除之。……自今以來、有犯此者勿聽治」。『漢書』文帝紀)

- (76) 妖言令について顔師古は呂太后期中に復活したものを文帝が改めて廃止したとする(『漢書』文帝紀、文帝二年注)。大庭脩は文帝詔に衍字があるとし、高后のときに妖言令が、文帝によって誹謗律が廃止されたとする(「漢律における「不道」の概念」『秦漢法制史の研究』第二篇第三章、創文社、一九八二、一六二頁)。尚宇昌は岳麓秦簡をふまえて、呂太后の時に廃止されたのは妖言令のみで関連律文は未廃止だったとみる(「秦漢時期的「妖言」」『中国史研究』二〇二一年第四期、五〇頁)。漢代の妖言については、呂宗力「漢代的謠言」(浙江大学出版社、二〇二一)第二章。

- (77) なお『漢書』高后紀には貨幣政策に関する記事もある(二年「行八銖錢」、六年「行五分錢」)。柿沼陽平は、当時の錢のあり方が官側の意向と民間の慣習の双方の影響を受けていたこと、改鑄の背景には官側が民間に受容されるような錢文を採用せざるを得なかったことがあったことを指摘しており(柿沼陽平『中国古代貨幣經濟史研究』第三章、汲古書院、二〇一一)、呂太后期の貨幣政策は民衆への配慮の中に位置づけることも可能かもしれない。

- (78) 『史記』漢興以來將相名臣年表・高后元年条には「置孝悌力田」とある。

- (79) 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』四二五―四二六頁、紙屋正和「前漢前半期における県・道による行政」(『漢時代における郡県制の展開』第一編第一章、朋友書店、二〇〇九)六〇頁。

- (80) ただしこれは呂太后期のみの措置だったものと考えられる(鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』四二六頁)。

- (81) 列侯位次については植身智志「高祖功臣位次考」(『漢代國家構造の研究』第三章、早稲田大学出版部、二〇一六)、福永善隆「漢

初、劉邦集團の展開と構造」(『鹿児島大学法文学部紀要 人文学科論集』八六、二〇一九)、邊見統「高祖系列侯位次の制定と改定」(『前漢時代における高祖系列侯』第四章)。

(82) 当該部分の顔師古注には「師古曰、狄道屬隴西、阿陽、天水之県也」とある。

(83) 高后元年七月に呉陽が沅陵侯に、高后四年四月に長沙国丞相越が醴陵侯に封じられた。

(84) 五年春、南粵王尉佗自称南武帝。(『漢書』高后紀)

(85) 高后時、有司請禁南越関市鉄器。佗曰、高帝立我、通使物、今高后聽讒臣、別異蛮夷、隔絶器物、此必長沙王計也。欲倚中国、擊滅南越而并王之、自為功也。於是佗乃自尊為南越武帝、發兵攻長沙辺邑、敗数県而去焉。高后遣將軍隆慮侯竜往撃之。会暑溼、士卒大疫、兵不能踰嶺。歳余、高后崩、即罷兵。佗因此以并威辺、財物賂遺閩越、西甌、駱、役属焉、東西万余里。(『史記』南越列伝)

(86) 太后称制、議欲立諸呂為王、問右丞相王陵。王陵曰「高帝刑白馬盟曰『非劉氏而王、天下共撃之』。今王呂氏、非約也」。太后不説、問左丞相陳平・絳侯周勃。勃等対曰「高帝定天下、王子弟、今太后称制、王昆弟諸呂、無所不可」。太后喜、罷朝。王陵讓陳平・絳侯曰「始與高帝嘽血盟、諸君不在邪。今高帝崩、太后女主、欲王呂氏、諸君從欲阿意背約、何面目見高帝地下」。陳平・絳侯曰「於今面折廷争、臣不如君、夫全社稷、定劉氏之後、君亦不如臣」。王陵無以応之。(『史記』呂太后本紀)

(87) (王) 陵本無意從高帝、以故晚封、為安国侯。安国侯既為右丞相、二歳、孝惠帝崩。高后欲立諸呂為王、問王陵、王陵曰「不可」。問陳平、陳平曰「可」。呂太后怒、乃詳遷陵為帝太傅、實不用陵。陵怒、謝疾免、杜門竟不朝請、七年而卒。(『史記』陳丞相世家)

(88) 大庭脩は高祖の約についてその拘束力の弱さを指摘する(大庭脩「詔詔御史長沙王忠其定著令」について」『秦漢法制史の研究』第三篇第五章、三二八頁)。

(89) (元年) 迺追尊酈侯父為悼武王、欲以王諸呂為漸。(『史記』呂太后本紀)

(90) 太后欲王呂氏、先立孝惠後宮子彊為淮陽王、子不疑為常山王、子山為襄城侯、子朝為軹侯、子武為壺関侯。太后風大臣、大臣請立酈侯呂台為呂王、太后許之。(『史記』呂太后本紀)

(91) 十一月、呂王台薨、諡為肅王、太子嘉代立為王。(『史記』呂太后本紀)

(92) 六年十月、太后曰呂王嘉居処驕恣、廢之、以肅王台弟呂産為呂王。(『史記』呂太后本紀)

以呂産為呂王。〔『史記』漢興以來將相名臣年表・高后六年条〕

- (93) 七年正月、太后召趙王友。友以諸呂女為后、弗愛、愛他姬、諸呂女妒、怒去、讒之於太后、誣以罪過、曰「呂氏安得王。太后百歲後、吾必擊之」。太后怒、以故召趙王。趙王至、置邸不見、令衛尉守之、弗與食。其群臣或竊饋、輒捕論之、趙王餓、……丁丑、趙王幽死、以民礼葬之長安民冢次。〔『史記』呂太后本紀〕

- (94) 柴田昇「前漢孝惠帝考」一二～一四頁。

- (95) 呂王産徙為梁王、梁王不之國、為帝太傅。立皇子平昌侯太為呂王。更名梁曰呂。呂曰濟川。〔『史記』呂太后本紀〕

呂産徙王梁。二月丁巳、〔呂〕王太元年。惠帝子。〔『史記』漢興以來諸侯王年表・高后七年〕

- (96) 太后女弟呂嬃有女為營陵侯劉澤妻、澤為大將軍。太后王諸呂、恐即崩後劉將軍為害、迺以劉澤為琅邪王、以慰其心。〔『史記』呂太后本紀〕

王澤元年。故營陵侯。〔『史記』漢興以來諸侯王年表・高后七年〕

- (97) 張偃の魯王擁立については呂太后本紀に「〔高后元年四月〕魯元公主薨、賜諡為魯元太后、子偃為魯王」、〔『史記』漢興以來諸侯王年表にも高后元年・魯国の項に「四月、王張偃元年。偃、高后外孫、故趙王敖子」とある。しかし張耳陳余列伝では「張敖、高后六年薨。子偃為魯元王。以母呂后女故、呂后封為魯元王」といい、呂太后本紀七年条にも「宣平侯張敖卒、以子偃為魯王、敖賜諡為魯元王」との記事がある。張家山漢簡「二年律令」には高后二年頃の張偃が魯王ではなく「魯侯」だったことを示唆する条文もあり〔津関令五二〇〕、杉村伸二は諸侯王を某侯と呼ぶことがあったことを推定し「〔二年律令より見た漢初における漢朝と諸侯王国〕」江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇 朋友書店、二〇〇六、二五頁、松島隆真は魯が高后元年から事実上諸侯王国化しており高后七年に張偃が正式に魯王に即位したとする〔漢帝国の成立』二七二頁〕。このように張偃の魯王位にははっきりしない点が多く現時点では決め手に欠けるが、本稿では張偃の魯王就位を張敖が没したあとの高后六～七年とみておきたい。晩年の呂太后がおこなった強引な呂氏関係者の地位獲得の一環だった可能性があると考えるため、張敖の前姫の子たちに対する高后八年の封候もそれに関連する動きだろう〔『史記』呂太后本紀、惠景間侯者年表〕。

- (98) 梁王恢之徙王趙、心懷不樂。太后以呂産女為趙王后。王后從官皆諸呂、擅權、微伺趙王、趙王不得自恣。王有所愛姬、王后使人獻

殺之。王乃為歌詩四章、令樂人歌之。王悲、六月即自殺。太后聞之、以為王用婦人釁宗廟礼、廢其嗣。〔史記〕呂太后本紀)

(99) 秋、太后使使告代王、欲徙王趙。代王謝、願守代辺。太傅産・丞相平等言、武信侯呂禄上侯、位次第一、請立為趙王。太后許之、追尊禄父康侯為趙昭王。〔史記〕呂太后本紀)

初王呂禄元年。呂后兄子、胡陵侯。〔史記〕漢興以来諸侯王年表・高后八年)

(100) 九月、燕靈王建薨、有美人子、太后使人殺之、無後、国除。八年十月、立呂肅王子東平侯呂通為燕王、封通弟呂莊為東平侯。〔史記〕呂太后本紀)

(101) 呂太后期の呂氏王擁立については、当該期の政治過程においてそれが持った意味とのかの呂氏滅亡との関連も含めて、改めて検討の機会を持ちたい。

(102) 漢代における出嫁女性の役割については佐竹靖彦「漢代の家族と家族的社会秩序」〔人文學報〕一四一、東京都立大学人文学部、一九八〇)三〇〜三三頁、下倉渉「漢代の母と子」〔東北大学東洋史論集〕八、二〇〇一)三〜六頁。なお前漢後期の『列女伝』においても自らが貢獻すべき男系系譜を主体的に選び取る女性像が描かれる。柴田昇「劉向『列女伝』の世界像——前漢後期における秩序意識と性觀念の一形態——」〔血縁關係・老人・女性——中国古代「家族」の周辺——(名古屋中国古代史研究会報告集1)〕名古屋中国古代史研究会、二〇一〇)八五〜九〇頁。

(103) 本稿で論じた歴史像をふまえて二年律令・胡家草場漢簡「歳紀」などの近出の出土文字資料を検討することも今後の課題の一つである。別稿を期す。